



大井町いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

(平成 29 年 12 月改定)

大井町教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの、との認識に立つ必要がある。

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題はさらに複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等、新たな課題も生じている。そうした中で、いじめ根絶の視点からさらなる施策の推進や、学校・家庭・地域との協働が必要になってきている。

大井町においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童等にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。法第 12 条では地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定され、平成 26 年 4 月には「大井町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定した。

このたび、平成 29 年 3 月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改定されるとともに、平成 29 年 11 月に「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）が改定されたことから、その内容を反映させるため、町の基本方針も改定することとした。

改定に当たっては、児童等の尊厳を一層保持するため、学校・家庭・地域、その他の関係機関と考え方を共有し、連携して取り組むとともに、いじめの防止等（いじめの未然防止のための措置、いじめの早期発見のための措置及びいじめに対する措置をいう。）の推進体制のさらなる充実を図るものとする。

目次

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等のための対策の基本理念

第2章 いじめの防止等のための基本的施策

- 1 組織の設置
- 2 いじめの防止等のための基本施策

第3章 いじめの防止等のために町立幼稚園・小中学校において実施する施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめの防止等に取り組む組織
- 3 いじめの未然防止のための措置
- 4 いじめの早期発見のための措置
- 5 いじめに対する措置

第4章 重大事態への対処

- 1 教育委員会又は町立小中学校による調査等

第5章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

- 1 町の基本方針の取組の検証・見直し

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 策定の目的

本町におけるいじめの根絶に向けて、児童等の尊厳を保持するとともに、学校・家庭・地域、その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめの防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、法第12条の規定に基づき、本町におけるいじめの防止等の基本的な方針を示すものとして、町の基本方針を定める。なお、町の基本方針の策定・見直しに当たっては、国及び県の基本方針を参酌(法第12条)するとともに、本町の実情を踏まえたものとした。

2 いじめの定義

法第2条に規定されているいじめの定義は次のとおりである。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、法の定義や国及び県の基本方針に基づき、本町においても学校の内外を問わず、児童等がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については国及び県の基本方針を参照。

3 いじめの防止等のための対策の基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本町は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童等一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいく。また、大人はあらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのないものであることを教え、他者を尊重し、多様性を認め合い、思いやる力を育み、学校は、児童等に対して自分はもちろん他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組むこととする。

第2章 いじめの防止等のために町が実施する施策

1 組織の設置

町は、次の組織の設置等により、実効的にいじめの防止等のための対策を行う。

○本町では、いじめ防止対策推進法に基づく取組を推進していくため、法第14条第1項の趣旨を踏まえた協議会として、大井町条例第10号「大井町青少年問題協議会条例」に基づく協議会と兼ねて設置するものとする。

○なお、「いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめの問題のみに特化した組織としなければならないものではない。しかしながら、いじめの問題は生徒指導上の課題や地域の児童等の健全育成と密接な問題なので、いじめの防止等に関係する協議会であることは明らかにしながら、広い機能を持つ協議会として設置することとする。

○重大事態の調査組織は、必要に応じて臨時に設置するものとする。また、神奈川県教育委員会と連携し、支援体制を活用することで、調査組織等の円滑な運営を図る。

2 いじめの防止等のための基本施策

町は、次の7つの基本施策に基づき、いじめの防止等のための対策を行う。

(1) 関係機関等との連携

○いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校・家庭・地域、その他の関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。

○学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめの防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への啓発を行う。

○いじめの防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

(2) 学校・家庭・地域が連携した見守り・活動の場づくり

○学校・家庭・地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。

○地域における行事及び活動、団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

(3) いじめの早期発見のための措置

○より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する相談を受け付ける体制の強化を行う。

○町立幼稚園・小中学校がいじめの早期発見への対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

(4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保

- 幼児・児童・生徒指導関連の会議における情報提供や校内研修資料の提供、町立幼稚園・小中学校における研修の充実や授業改善を通じた教職員の資質向上、幼児・児童・生徒指導に係る職員体制の整備、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。

(5) インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、企業等と連携を図り、情報モラル教室やPTAへの働きかけ等により、児童等や保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深める活動を行う。

(6) 啓発活動の推進

- いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、学校・家庭・地域、その他の関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。

(7) いじめの早期解決のための措置

- 法第24条の規定により、学校から法第23条第2項の規定に基づくいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行う。

第3章 いじめの防止等のために教育委員会及び町立幼稚園・小中学校が実施する施策

※町立幼稚園は、3～5について発達段階に応じて準用する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 町立小中学校は、改定された国の基本方針又は県及び町の基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する（法第13条）。
- 学校基本方針は、いじめの防止等の基本的な方向やいじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定める。
- 学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。ii いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながる。iii いじめを行った児童等への成長支援の観点を基本方針に位置づけることにより、いじめを行った児童等の支援につながる。 |
|--|

- 町立小中学校は、学校基本方針の策定・見直しの後、速やかに公表し、児童等や保護者、地域の方々に説明するなど、家庭、地域の理解と協力が得られるよう努める。

2 いじめの防止等に取り組む組織

- 町立小中学校は、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織として学校いじめ対策組織を設置する（法第 22 条）。
- 学校いじめ対策組織は、特定の教職員で問題を抱え込まず、全教職員でいじめの防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、この組織が、いじめを受けた児童等を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童等から認識されるように努める。
- 学校いじめ対策組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- 教育委員会は、学校いじめ対策組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導、助言又は援助を行う。

3 いじめの未然防止のための措置

- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。また、町立幼稚園においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう保育活動の充実を図る。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等一人ひとりを大切にされた指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にされた学級経営をめざす。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解させるように努め、いじめの防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- 町立小中学校は、特に配慮が必要な児童等に係るいじめについては、当該児童等の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。なお、配慮が必要な児童等には、発達障害を含む、障がいのある児童等、海外から帰国した児童等や外国の児童等、外国につながる児童等、性同一性障害に係る児童等や「性的マイノリティ」とされる児童等、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童等を含む。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- 教育委員会は、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。
- 町立小中学校は、学校基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置づけるよう努める。（法第 34 条）

4 いじめの早期発見のための措置

- 町立小中学校は、日常的に児童等の様子や行動を観察するとともに児童等の相談に真摯に対応し、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- 町立小中学校は、在籍する児童等にいじめの疑いや相談があったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、児童等への支援・指導を適切かつ迅速に行う。
- 教育委員会及び町立小中学校は、いじめの実態を適切に把握するため、質問票の使用、児童等との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 教育委員会及び町立小中学校は、児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

5 いじめに対する措置

- 教育委員会及び町立小中学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、いじめの疑いがあると判断したときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめの解消に向けた取組を行うとともに、次の対応等により再発防止に努める。なお、いじめを受けた児童等の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合でも「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。

- i いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
- ii いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
- iii 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童等への指導

※いじめの「解消している」状態、及び「いじめ」という言葉を使わずに指導する事例は、国及び県の基本方針を参照。基本的に「解消している」と判断するには、「いじめに係る行為の解消」及び「いじめを受けた児童等が心身の苦痛を受けていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされていることとする。

- 町立小中学校は、学校基本方針に沿い、いじめに係る情報を適切に記録する。
- 町立小中学校は、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて町その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- 教育委員会は、いじめを行った学齢児童等に対して、学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合も含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。また、町立小中学校は、いじめを受けた児童等がいじめが解消するまで守り通すとともに、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- 町立小中学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童等との対話を深めることなどを通して、いじめの再発防止に努める。
- 教育委員会及び町立小中学校は、出席停止となった児童等の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援する。
- 教育委員会及び町立小中学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、学校警察連携制度を活用するなど、警察署との連携を図る。

第4章 重大事態への対処

1 教育委員会又は町立小中学校による調査等

いじめの重大事態については、国及び県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する。

- 町立小中学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長に報告する（法第30条第1項）。
 - 教育委員会又は町立小中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。なお、町立小中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
 - 調査組織の構成員は、弁護士、心理や福祉の専門家、PTAの代表者、学識経験者等とする。また、神奈川県教育委員会に支援を要請するなどし、調査組織の充実を図る。
 - 教育委員会又は町立小中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供する。
 - 教育委員会は、町立小中学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条第3項）。
 - 教育委員会又は町立小中学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、町長に報告する。
 - 報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、第28条第1項の規定による調査の結果について再調査を行うことができる。なお、再調査を行ったときは、その結果を町議会へ報告をする（法第30条第3項）。
 - 教育委員会又は町立小中学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童等及びその保護者の意向、公表をした場合の児童等への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表する。公表を行う場合は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。
- ※重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報がある可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言せず、適切かつ真摯に対応する。

第5章 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 町基本方針の取組の検証・見直し

町は、町基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているか検証し、必要に応じて見直す。

重大事態発生時の対応について

